

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。 令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正 <u>令和 7 年〇月〇日 改正</u> 厚生労働大臣 田村 憲久 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1. （略） 2. 法人の役割（ミッション） 国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関	国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。 令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正 厚生労働大臣 田村 憲久 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1. （略） 2. 法人の役割（ミッション） 国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第 3 条第 5 項の規定に基づき、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。（略）

3. 法人の現状及び課題

（略）

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤などNC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）の分野横断的な領域については、NC等での相互連携が重要である。

4 （略）

5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略（第5次）」（令和5年12月25日内閣府特命担当大臣（科学技術政策）・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

（略）

第2 （略）

し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することとされている。（略）

3. 法人の現状及び課題

（略）

加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など6NCの分野横断的な領域については、6NCでの相互連携が重要である。

4 （略）

5. 国の政策・施策・事務事業との関係

「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療や個別化医療の実現化、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。

（略）

第2 （略）

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕

（略）

①、② （略）

③ **NC等**間の疾患横断領域における連携推進

NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC等**間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC等**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC等**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕

（略）

①、② （略）

③ **NC間**の疾患横断領域における連携推進

NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC間**の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

国立研究開発法人国立成育医療研究センター中長期目標 新旧対照表 (案)

(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略) 2、3 (略) 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。 (2)、(3) (略) 第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 (略) ① (略) ② 独立行政法人国立病院機構等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。 ③～⑥ (略) (略)	(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略) 2、3 (略) 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。 (2)、(3) (略) 第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営に関する事項 (略) ① (略) ② NC等との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。 ③～⑥ (略) (略)
--	---

2 （略） 第 5 （略） 第 6 その他業務運営に関する重要事項 1 （略） 2. 人事の最適化 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。 また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。 （略） 3 （略）	2 （略） 第 5 （略） 第 6 その他業務運営に関する重要事項 1 （略） 2. 人事の最適化 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。 また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。 （略） 3 （略）
--	---